

条件付一般競争入札実施要領

平成19年6月6日
総務第233号

【沿革】平成19年6月6日付け総務第233号制定、平成19年12月27日付け総務第894号一部改正、平成21年1月19日付け総務第930号一部改正、平成21年3月30日付け総務第1252号一部改正、平成21年5月29日付け総務第212号一部改正、平成21年10月30日付け総務第722号一部改正、平成22年1月28日付け総務第980号一部改正、平成22年3月18日付け総務第1203号一部改正、平成23年3月25日付け総務第428号一部改正、平成23年11月21日付け総務第192号一部改正、平成24年2月29日付け総務第273号一部改正、平成25年3月6日付け総務第301号一部改正、平成25年10月17日総務第172号一部改正、平成27年3月31日総務第286号一部改正、平成28年3月31日総務第244号一部改正、平成29年5月19日付け総務第46号一部改正、平成30年3月30日付け総務第210号一部改正、平成31年3月28日付け総務第236号一部改正、令和2年3月17日付け出総第282号一部改正、令和2年10月12日付け出総第186号一部改正、令和3年3月8日付け出総第340号一部改正、令和4年3月17日付け出総第349号一部改正、令和5年3月10日付け出総第333号一部改正

(趣旨)

第1 この要領は、別に定めのあるもののほか、県営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札の実施手続及び事務処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 入札情報公開サービス 発注の見通し、発注情報、入札契約結果に関する情報等をインターネット上で公開するシステムをいう。
- (2) 電子入札 入札案件の登録から落札者の決定までの事務を、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して処理するシステムにより執行する入札をいう。
- (3) 紙入札 紙媒体により執行する入札をいう。
- (4) 対象工事 県営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する規程（昭和56年岩手県告示第412号。以下「資格等規程」という。）第11条に規定する条件付一般競争入札の対象工事をいう。
- (5) 特定県営建設工事 特定県営建設工事の請負契約に係る競争入札参加者の資格等に関する規程（平成8年岩手県告示第428号。以下「JV規程」という。）第2条第2号に規定する特定県営建設工事をいう。
- (6) 政令 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）をいう。
- (7) 法 建設業法（昭和24年法律第100号）をいう。
- (8) 地方公所 予算規則（昭和39年岩手県規則第12号）第2条第2号に規定する地方公所をいう。
- (9) 入札担当課等の長 県営建設工事の請負契約に係る競争入札実施要綱（平成19年6月6日付け総務第232号。以下「要綱」という。）第2第7号に規定する入札担当課等の長をいう。
- (10) 工事担当課等の長 要綱第2第8号に規定する工事担当課等の長をいう。
- (11) 事後審査方式 条件付一般競争入札に参加するための入札前の申請手続を簡略化し、入札後に落札候補者から順に入札に参加する者に必要な資格（政令第167条の5の2に規定する資格をいう。以下「入札参加資格」という。）の確認を行い、適格である者を落札者として決定する入札方式をいう。

(入札参加資格)

第3 入札参加資格は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 政令第167条の4第1項及び第2項各号のいずれかの規定に該当しない者であること（被補助人、被保佐人又は未成年者であって契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。）。
 - (2) 法第3条第1項の規定による許可を受けていること。
 - (3) 法第27条の23第2項に規定する経営事項審査の有効期間を経過していないこと。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。）。
 - (5) 第8第1号に定める条件付一般競争入札参加申請書の提出の日から落札決定の日までの期間に、次のいずれかに該当していないこと。
 - ア 岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成7年2月9日付け建振第281号。以下「措置基準」という。）に基づく指名停止を受けている者であること。
 - イ 法第28条第3項又は第5項の規定により対象工事に対応する業種について営業の停止（対象工事の入札の参加又は受注を禁止する内容を含まないものを除く。）を命ぜられた者で、その処分の期間が経過していない者であること。
 - (6) 対象工事に関し、当該工事現場に配置を予定する主任技術者等が適正であること。
 - (7) 電子入札対象工事においては、電子証明書を取得し、岩手県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）にて利用者登録を行っている者であること。
 - (8) 役員等（個人である場合のその者、法人である場合の法第5条第3号に規定する役員等、及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第3条に規定する使用人をいう。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- 2 前項に定めるもののほか必要な入札参加資格は、対象工事ごとに資格等規程第14条第1項に規定する競争入札審議会又は同規程第15条に規定する地方競争入札審議会（以下「入札審議会」という。）に審議させたいえで知事（地方公所の長が執行するものについては、当該地方公所の長。以下同じ。）が定める。ただし、次のいずれかに該当する場合は入札審議会による審議を省略できるものとするが、省略する場合であっても、四半期に一回程度は入札審議会を開催し、入札参加資格の設定状況を確認すること。
- (1) 条件付一般競争入札における入札参加資格の設定基準（平成19年6月6日付け総務第234号）（第10及び別紙2の1（11）を除く。）及び条件付一般競争入札施工実績要件（例）一覧表（平成19年6月11日付け総務第258号）の定め の範囲内で入札参加資格を設定する場合
 - (2) 前号によらない場合においても、直近の既に審議した同種等工事と同様の入札参加資格を設定する場合
- 3 知事は、別に定める基準により対象工事の内容を勘案して入札参加資格を定めるものとする。
- 4 知事は、入札参加資格を定めるときは、入札参加者の参入見込数（資格等規程第6条で規定する資格者のうち、入札参加資格を満たし応札可能と見込まれる資格者数をいう。以下同じ。）を確認するものとする。
- 5 参入見込数の確認方法は、工事实績情報システム（CORINS）の登録内容その他によるものとする。ただし、簡易な工事については、当該業種及び格付けに係る現に有効な県営建設工事競争入札参加資格者名簿の登録者数をもって参入見込数とすることができるものとする。
- （発注予定工事の公表）

第4 知事は、条件付一般競争入札の発注予定があるときは、入札公告の前に対象工事の工事名、工事場所、工事概要等を入札情報公開サービス又はホームページにより公表するものとする。

(予定価格調書の取扱い)

第5 工事担当課等の長は、予定価格を定めたときは、入札参加資格の設定に係る入札審議会開催日の前日までに予定価格調書を入札担当課等の長に送付するものとする。

2 入札担当課等の長は、前項により予定価格調書の送付があった場合には、当該予定価格調書の内容を確認のうえ、第6の公告により予定価格を公表するものとする。

3 低入札価格調査制度に関する事務処理要領（平成15年1月28日付け総務第1100号。以下「低入札要領」という。）第3の規定による調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）については事前に公表しないものとし、開札までの間、その管理に十分注意するものとする。

(入札公告)

第6 知事は、対象工事について必要な入札条件等を付したうえで、入札情報公開サービスに、様式第1号及び様式第2号により公告を行うものとする。

(入札書等の提出方法)

第7 知事は、入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）に対し、入札書等関係書類を電子入札システムにより提出させるものとする。ただし、紙入札による場合、入札担当課等の長から紙入札の承諾を得た場合又は紙入札に切り替える旨の指示があった場合は、入札公告又はその指示に従い紙媒体で持参のうえ提出させることができるものとする。

(入札参加申請)

第8 知事は、入札参加希望者に条件付一般競争入札参加申請書（様式第3号。以下「申請書」という。）を入札公告に示す期限（以下「申請期限」という。）までに提出させるものとする。

2 特定県営建設工事にあつては、知事は、前項の申請書に特定県営建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（特定県営建設工事の請負契約に係る競争入札参加者の資格等に関する取扱要領（平成8年4月19日付け建振第56号）様式第1号）及び特定共同企業体協定書の写しを添付させるものとする。

3 入札の適正さが阻害されると認められる一定の資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札への参加は認めないものとする。

(特定共同企業体の入札参加資格確認に関する特例)

第9 特定共同企業体（以下「JV」という。）が第8第2項に定める入札参加申請を行った場合において、開札までの間に次に掲げる事由により構成員の一部に入札参加資格が認められない者が含まれたときは、知事は、別に定めるところにより、入札参加資格が認められない構成員に代わる構成員を補充させようとして、再度の入札参加申請を認めることができる。

(1) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされた場合又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされた場合

(2) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた場合

(3) 措置基準に基づく指名停止措置を受けた場合

(4) 法第3条第1項の規定による許可が失効した場合又は法第28条第3項若しくは第5項に基づく営業の停止（対象工事の入札の参加又は受注を禁止する内容を含まないものを除く。）を対象工事に対応する業種について命ぜられた場合

2 知事は、前項に掲げる事由が生じた場合において、構成員を補充後のJVに係る資格審査等の時間が確保できないと認める場合等においては、当該JVの入札参加資格を認めないことができる。

3 知事は、前2項の場合において、JVに対して入札参加資格確認結果を通知するものとする。

(入札説明書等の交付)

第10 知事は、入札参加希望者に対し、申請期限までの間、条件付一般競争入札説明書（様式第4号）、条件付一般競争入札心得（様式第5号）及び関係様式等をホームページ上で配付するものとする。

（基本的事項の確認）

第11 知事は、申請書を提出した者（以下「申請者」という。）の登録格付及び営業所所在地等の充足状況など基本的な確認を行い、その結果を電子入札システムに備え付けられている書式（ただし、やむを得ない事情により電子入札システムを使用できない場合は、条件付一般競争入札参加資格基本事項確認結果通知書（様式第6号））により、原則として申請期限の日の翌日から起算して2日以内（岩手県の休日に関する条例（平成元年岩手県条例第1号）に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）に申請者に通知するものとする。

2 知事は、第8第3項の規定に反して申請書が提出された場合にあつては、これらに該当する全ての申請者の入札参加を認めないものとする。

3 第1項の通知書を受理した者が入札参加資格がないと決定されたことに不服があるときは、その通知を受けた日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に、県営建設工事入札契約苦情対応要領（平成15年7月30日付け総務第497号）の規定に基づき、苦情申立てをすることができる。

（現場説明）

第12 現場説明は、原則として行わないものとする。なお、現場説明を行う必要がある場合は、知事は、第11第1項の通知書により日時及び場所等を指定するものとする。

（工事費内訳書の作成）

第13 知事は、第11第1項の通知書を受けた者（入札参加資格がないと決定された者を除く。以下「入札参加者」という。）に入札書に記載する入札額に係る数量、単価及び金額を明らかにした工事費内訳書（以下「内訳書」という。）を作成させたくて入札書を提出させるものとする。

（工事費内訳書の提出等）

第14 知事は、すべての入札参加者から内訳書のうち主要項目を抜粋した工事費内訳書（総括）（様式第8号）を入札書に添付して提出させるものとする。

2 入札書と工事費内訳書（総括）の金額が一致しない場合（工事価格の端数処理について、千円未満の端数処理としているものを除く。）は、無効として取り扱うものとする。

（設計図書等に関する質問）

第15 入札参加者は、設計図書等に関する質問がある場合は、入札期日の5日前（休日を除く。）までに書面により知事に申し出ることができる。

2 知事は、前項の質問及び回答を入札期日の2日前（休日を除く。）までに書面、電子入札システム、ホームページ又は入札情報公開サービスにより入札参加者に周知するものとする。

（入札不参）

第16 入札参加者は、やむを得ない事情により入札に参加できない場合は、入札に参加しないことができる。

2 前項の場合において、入札参加者は知事に対して事前に申し出ることを要しないものとする。

3 知事は、必要に応じ、開札後に入札参加者が入札に参加しなかった理由について調査するものとする。

第17 削除

（開札及び入札参加資格確認書類の提出）

第18 開札は、入札公告に示す日時及び場所において行うものとする。

2 開札は公開とし、希望があれば入札参加者その他の者の立会いも認めるものとする。

3 紙入札において入札参加者が立ち会わないときは、知事は、開札に当該入札事務に関係のない職員

を立ち合わせるものとする。

4 入札執行者は、開札後、落札者の決定を保留し、低入札要領第5の規定による失格基準価格により失格と判定された者（以下「低入札失格者」という。）を除き、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者（以下「落札候補者」という。）から3番目の者までの入札者を公表のうえ、落札候補者から順に資格審査を行ったうえで、後日落札者を決定する旨を入札参加者に通知するものとする。この場合において、調査基準価格に満たない価格をもって入札した者（以下「低入札者」という。）がいるときは、低入札者（低入札失格者を除く。）及び低入札者ではない者のうち最低の価格をもって入札をした者を50音順に公表するとともに、資格審査の後、低入札要領に基づき調査を行う旨を併せて通知するものとする。

5 知事は、落札候補者に次の各号に掲げる書類（以下「入札参加資格確認書類」という。）の提出を求めるものとする。

- (1) 入札参加資格確認調書（様式第9号）
- (2) 内訳書
- (3) 建設業の許可通知書の写し
- (4) 配置技術者の資格、雇用関係及び施工経験等を確認できる書類
- (5) 入札参加資格で求める施工実績を確認できる書類
- (6) 経営事項審査の総合評定値通知書の写し
- (7) その他入札参加資格の確認のため必要と認める書類

6 入札参加資格確認書類は、提出の指示を行った日の翌日から起算して2日目の日（休日を除く。）午後5時までに持参により提出させるものとする。

7 知事は、落札候補者が前項の規定による提出期限までに入札参加資格確認書類を提出しないとき又は落札候補者が入札参加資格の審査のために入札担当課等の長が行う指示に応じないときは、当該落札候補者のした入札を無効とするものとする。

（入札参加資格の審査）

第19 知事は、入札参加資格確認書類により落札候補者の入札参加資格の有無について審査を行い、審査の結果、落札候補者が資格を有していない場合は次順位者を審査し、以後順次適格者が確認できるまで審査を行うものとする。なお、同額の入札を行った落札候補者がいる場合は、くじにより入札参加資格の審査の順位を決定するものとする。

2 入札参加資格の審査は、落札候補者から入札参加資格確認書類が提出された日から起算して原則として3日（休日を除く。）以内に行わなければならない。

3 前項の確認に当たっては、知事は、落札候補者の入札参加資格の審査の後（低入札価格調査を行った場合はその後）に、当該落札候補者の入札参加資格について、疑義が生じた場合は入札審議会に審議させようとして、当該落札候補者の入札参加資格を確認するものとする。

4 落札候補者が低入札要領第6の2の規定による数値的判断基準により失格と判定されたときは、第1項から前項までの規定は適用しない。

（落札者の決定又は入札参加資格不適格の決定）

第20 知事は、落札候補者が入札参加資格を有していることを確認したときは、落札者として決定のうえ、当該落札者に通知し、契約締結に必要な書類の提出を指示するものとする。

2 知事は、落札候補者について入札参加資格がないと認めた場合は、当該落札候補者に対して条件付一般競争入札参加資格要件不適格通知書（様式第10号）により通知するものとする。

3 落札決定までに、落札候補者が入札公告に示すいずれかの入札参加資格を有しなくなったときは、当該落札候補者は入札参加資格がないものとみなす。

(入札参加資格がないと認めた者に対する苦情対応)

第21 入札参加資格不適格通知書を受理した者が入札参加資格がないと決定されたことに不服があるときは、当該通知書を受理した日の翌日から起算して5日(休日を除く。)以内に、県営建設工事入札契約苦情対応要領の規定に基づき、苦情申立てをすることができる。

2 前項の申立ては、第20第1項の事務の執行を妨げないものとする。

(入札の無効等)

第22 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗違反)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する入札

(2) 紙入札において、委任状を持参しない代理人のした入札

(3) 紙入札において、入札書に記名押印をしていない入札又は工事費内訳書(総括)に記名押印をしていない入札

(4) 紙入札において、金額を訂正した入札

(5) 紙入札において、誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札

(6) 明らかに連合その他の不正な行為によってされたと認められる入札

(7) 同一工事の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

(8) 紙入札において、共同企業体にあつては、その構成員全員の記名押印をしていない入札(あらかじめ共同企業体の代表者に入札の権限に係る委任を行っている場合を除く。)

(9) 電子入札において、開札時まで有効なICカードを有しない者のした入札

(10) 電子入札において、入札書に工事費内訳書(総括)(様式第8号)の添付がない入札

(11) 電子入札において、入札執行機関の承諾を得ずに、又は指示によらずに紙入札をした入札

(12) 同一案件において、電子入札と紙入札を二重にした入札

(13) 電子入札において、入札参加者又は第三者によるかを問わず、不正な手段により改ざんされた事項を含む入札

(14) 一定の資本関係又は人的関係のある複数の者のした入札

(15) その他入札に関する条件に違反した入札

2 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。ただし、低入札要領に基づく調査基準価格に満たない入札があつた場合において、失格基準価格の設定及び判定をするまでは有効とし、入札期日以降落札決定までの間に無効となることが明らかになった場合は、入札調書又は入札情報公開サービスによる入札結果には「無効(資格不適格)」と記載するものとする。

(1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札

(2) 入札書と内訳書の金額が一致しない入札(工事価格の端数処理について、千円未満の端数処理としているものを除く。)

(3) 入札書の提出後に、同一の技術者を重複して参加した他の工事の落札者となったことにより技術者を配置できなくなった入札

(4) 提出期限内に入札参加資格確認書類を提出しない者のした入札又は入札参加資格の審査のための指示に応じない者のした入札

(入札結果等の公表)

第23 知事は、対象工事の入札結果を落札決定の日の翌日(休日を除く。)までに入札情報公開サービスに掲載するとともに、閲覧により公表するものとする。

2 前項の公表までの間は、入札の経緯又は結果の問い合わせには一切応じないものとする。

(現場代理人等の通知)

第24 第20第1項の規定による落札決定を受けて工事の受注者（以下「受注者」という。）となった者は、工事請負契約締結後に現場代理人等通知書（県営建設工事請負契約書別記第10条第1項に定める様式をいう。）を知事に提出するものとする。

2 受注者は、配置した主任技術者又は監理技術者を変更したときは、変更した技術者に係る配置技術者調書（様式第11号）を添付のうえ、現場代理人等変更通知書（県営建設工事請負契約書別記第10条第1項に定める様式をいう。）を知事に提出するものとする。

（補則）

第25 その他この要領に定めのない事項については、出納局長が別に定める。

附 則（平成19年6月6日付け総務第233号）

- 1 この要領は、平成19年7月1日以後に公告を行う工事から適用する。
- 2 同日前に公告を行った工事については、なお従前の例による。

附 則（平成19年12月27日付け総務第894号）

- 1 この要領は、平成20年1月1日以後に公告を行う工事から適用する。
- 2 同日前に公告を行った工事については、なお従前の例による。

附 則（平成21年1月19日付け総務第930号）

- 1 この要領は、平成21年2月1日以後に公告を行う工事から適用する。
- 2 同日前に公告を行った工事については、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月30日付け総務第1252号）

- 1 この要領は、平成21年4月1日以後に公告を行う工事から適用する。
- 2 同日前に公告を行った工事については、なお従前の例による。

附 則（平成21年5月29日付け総務第212号）

- 1 この要領は、平成21年6月1日以後に公告を行う工事から適用する。
- 2 同日前に公告を行った工事については、なお従前の例による。

附 則（平成21年10月30日付け総務第722号）

- 1 この要領は、平成21年11月1日以後に公告を行う工事から適用する。
- 2 同日前に公告を行った工事については、なお従前の例による。

附 則（平成22年1月28日付け総務第980号）

- 1 この要領は、平成22年2月1日以後に公告する電子入札対象工事から適用する。
- 2 同日前に公告を行った工事については、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月18日付け総務第1203号）

- 1 この要領は、平成22年4月1日以後に公告を行う工事から適用する。
- 2 同日前に公告を行った工事については、なお従前の例による。

附 則（平成23年3月25日付け総務第428号）

- 1 この要領は、平成23年4月1日以後に公告を行う工事から適用する。
- 2 同日前に公告を行った工事については、なお従前の例による。

附 則（平成23年11月21日付け総務第192号）

この要領は、平成23年11月21日から適用する。

附 則（平成24年2月29日付け総務第273号）

- 1 この要領は、平成24年3月1日以後に公告を行う工事から適用する。
- 2 同日前に公告を行った工事については、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月6日付け総務第301号）

- 1 この要領は、平成 25 年 4 月 1 日以後に公告を行う工事から適用する。
- 2 同日前に公告を行った工事については、なお従前の例による。

附 則（平成 25 年 3 月 6 日付け総務第 301 号）

- 1 この要領は、平成 25 年 4 月 1 日以後に公告を行う工事から適用する。
- 2 同日前に公告を行った工事については、なお従前の例による。

附 則（平成 25 年 10 月 17 日総務第 172 号）

- 1 この要領は、平成 25 年 10 月 17 日以後に公告を行う工事から適用する。
- 2 改正前の消費税法及び地方税法が適用される工事については、なお従前の例による。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日総務第 286 号）

- 1 この要領は、平成 27 年 4 月 1 日以後に公告を行う工事から適用する。
- 2 同日前に公告を行った工事については、なお従前の例による。

- 3 様式第 1-1 号、様式第 1-2 号については、当分の間、従前の様式のものによることができる。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日総務第 244 号）

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日以後に公告を行う工事から適用する。

附 則（平成 29 年 5 月 19 日付け総務第 46 号）

この要領は、平成 29 年 6 月 1 日以降に入札公告を行う工事から適用する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日付け総務第 210 号）

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う工事から適用する。

附 則（平成 31 年 3 月 28 日総務第 236 号）

- 1 この要領は、平成 31 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う工事から適用する。ただし、表 2 の項の改正部分は、平成 31 年 6 月 1 日以降に入札公告を行う工事から適用する。

- 2 改正前の消費税法及び地方税法が適用される工事については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 3 月 17 日付け出総第 282 号）

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う工事から適用する。

附 則（令和 2 年 10 月 12 日付け出総第 186 号）

- 1 この要領は、令和 2 年 10 月 12 日以降に入札公告を行う工事から適用する。

- 2 同日前に入札公告を行った工事については、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年 3 月 8 日付け出総第 340 号）

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う工事から適用する。

附 則（令和 4 年 3 月 17 日出総第 349 号）

- 1 この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に提出する用紙について適用する。
- 2 改正後の要領の施行の際現に改正前の要領に基づいて作成した用紙がある場合においては、改正後の要領の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することを妨げない。

附 則（令和 5 年 3 月 10 日付け出総第 333 号）

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。